

# 京都工芸繊維大学学友会規約

## 第1章 規 則

(名称)

第1条 京都工芸繊維大学学友会（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は会員の自治により、会員の文化・体育活動の育成と学生生活全般の発  
展向上をはかることを目的とする。

## 第2章 会員およびその権利と義務

(会員)

第3条 会員は京都工芸繊維大学に所属する学部生を会員とする。

(会員の権利と義務)

- 第4条
1. 本会所属団体に加入する権利。
  2. 本会の催す諸活動行事に加入する権利。
  3. 本会会費を納入する義務。
  4. その他本会規約に規定された権利、義務。

## 第3章 所属団体

(所属団体)

第5条 本会の所属団体は、上部団体および京都工芸繊維大学学生課外活動団体要項第  
2節に定める学生団体とし、上部団体として体育会および文化団体連盟を置く。

## 第4章 機 関

第6条 本会には下記の機関を置く。

1. 学友会中央委員会
2. 新入生歓迎企画運営委員会
3. 卒業アルバム制作委員会
4. 松ヶ崎祭実行委員会

(学友会中央委員会の構成)

第7条 学友会の正副会長および会計並びに第6条の2から4に定める委員会の長、上  
部団体の委員長および会計により構成される。

(学友会中央委員会)

第8条 学友会中央委員会は本会の最高機関である。

(最高意思の決定)

第9条 学友会中央委員会による決議を最高意思の決定とする。

(学友会中央委員会の職務)

第10条 学友会中央委員会において下記の項を議決する。

1. 本会運営上の基本事項。
2. 予算の議決と決算の確認。
3. 規約の改訂の決定
4. その他学友会中央委員会が必要と認めた事項。

(学友会中央委員会の委員長)

第11条 委員長は学友会会長が務める。

(新入生歓迎企画運営委員会)

第12条 新入生歓迎企画運営委員会に関する細則は別にこれを定める。

(卒業アルバム制作委員会)

第13条 卒業アルバム制作委員会に関する細則は別にこれを定める。

(松ヶ崎祭実行委員会)

第14条 松ヶ崎祭実行委員会に関する細則は別にこれを定める。

## 第5章 役員

第15条 本会に下記の役員を置く。これらの役員は次条により選任する。

1. 会長1名、会長は学友会を代表し上部団体との緊密な連絡のもと学友会中央委員会を運営する。
2. 副会長1名、副会長は会長の補佐をする。
3. 会計2名、会計は印刷機の管理および学友会費の管理を行う。
4. その他必要に応じて構成員を置く。

(役員を選任)

第16条 役員を選任は下記の事項に従うものとする。また、大学院生も役員となることができる。

1. 上部団体の委員長、副委員長を務めたことのあるものから選出する。
2. 適切な人物がない場合、前年度学友会会長が指名して役員を選出する。
3. 任期中に役員に欠員が生じた場合は、学友会会長、副会長または第18条に定める会長の代行者が新たな役員を指名する。

(役員解任)

第16条の2 学友会は、その役員の責務等重要性に鑑み、役員のうち次の事由を確認した場合は、学友会中央委員会での承認を得て、当該役員を解任しなければならない。

1. 選任された役員が、第14条に定める事項、又は、学友会役員としての責務を果たさない場合

2. 学友会運営に関し支障をきたすことを確認した場合、又は、すべき責務を不作為含め果たさないことを確認した場合

(役員任期)

第17条 第14条の役員任期は1年とし、再任を妨げない。

1. 役員任期は3月1日から開始するものとし、任期の開始から15日以内に交代を完了するものとする。
2. 欠員補充の役員任期は前任者の後任期間とする。
3. 役員辞職は学友会中央委員会の承認を得るものとする。

(会長の代行)

第18条 会長に事故のある時は副会長が会長の委任を得て、その職務を代行することができる。

## 第6章 会 計

(経費)

第19条 本会の経費は会費、寄付金、その他をもってこれにあてる。

(会費)

第20条 会費は10,000円とし、本会を入学時に入学料とともに納入するものとする。ただし、本会が特に認めた場合は、随時納入することができる。

(会計経理)

第21条 会計経理に関する細則は別にこれを定める。

附則(平成25年4月1日)

この規約は、平成25年4月1日から施行する。

附則(平成26年10月31日)

この規約は、平成26年10月31日から施行する。

附則(平成26年1月30日)

この規約は、平成26年1月30日から施行する。

附則(平成27年3月17日)

この規約は、平成27年4月1日から施行する。